

3. 学校徴収金について

(1) 学校徴収金と給食費の違い

- ① 学校徴収金：教育活動に関する費用を学校が徴収し保護者にかわって支払う
- ② 給食費：給食費用のうち食材費を市教育委員会が徴収し保護者にかわって支払う

(2) 学校徴収金について

① 内容

- (ア) スポーツ振興センター掛金 年額 460円 ※9/24に教材費と共に徴収
- (イ) 教材費 年額 約16000円(R7実績)年間3回に分け徴収
- (ウ) 校外学習費 年額 220円(R7実績)※実施の都度、徴収

② 手続き

- (ア) 取扱銀行：川崎信用金庫
- (イ) 手続き：窓口にて預金口座振替依頼書を提出するか、かわしん申込アプリにて手続き
※児童1名につき1手続きが必要
- (ウ) 締切：窓口の場合3月19日(木)、かわしん申込アプリの場合3月20日(金)

③ 徴収方法

(ア) 振替日

- 1回目：6/17(水) 2回目：9/24(木)
- 3回目：11/20(金)

※1回目は年額の1/2程度、2回目3回目は年額の1/4程度

(イ) 方法 川崎信用金庫ネットバンキングにて振替(かわしんビジネス web)

(校内担当：事務職員 小川)

(ウ) 金額

- 教材費は、年間計画を年度初めにお知らせします。
- 校外学習費は、毎月の学年だよりにて金額及び振替日をお知らせします

(3) 給食費について

①金額 1食270円 × 年間187食 = 年額50,490円 (R7実績)

令和8年度の学校給食費は令和8年4月に配布予定の「学校給食費についてのお知らせ」をご確認ください。

②取扱銀行 保護者指定の銀行(学校給食の申し込みと学校給食費の納付についてのお知らせに記載されている取扱金融機関)

③徴収

(ア) 年間9回に分けて市教育委員会が徴収

(イ) 振替日 (第1期、第4期、第9期は2カ月分)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
振り替え日	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	1/4	2/1	3/1
たいしょうつき対象月	4,5月	6月	7月	8,9月	10月	11月	12月	1月	2,3月

(ウ) 手続き A、B共に給食開始日4月13日まで

A: 学校給食申込 → QRコードを読み取って必要事項を入力
※オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)の事前登録が必要

B: 口座振替手続き → QRコードを読み取って必要事項を入力
※児童1名につき1手続きが必要

④ 問合せ先

川崎市教育委員会事務局 健康給食推進課 Tel044-200-2539



(4) PTA会費について

- PTAは任意加入の団体です。
- 会費はPTA会長が学校に委託し、学校が徴収手続きをしています。
- 詳細はPTAよりお知らせします。